

2月4日（金曜日）

令和4年第1回有明広域行政事務組合議会（定例会）会議録（1日目）

1. 開催日 令和4年2月4日（金）
2. 招集の場所 有明広域行政事務組合 議場
3. 開 会 令和4年2月4日 午前10時
4. 本日の会議に付した事件
  - 日程第1 会議録署名議員の指名について
  - 日程第2 会期の決定について
  - 日程第3 施政方針及び代表理事挨拶
  - 日程第4 一般質問
  - 日程第5 議案第1号 監査委員の選任について  
(上程・説明・質疑・討論・採決)
  - 日程第6 議案第2号 熊本県市町村総合事務組合の共同処理する事務の変更  
及び規約の一部変更について  
(上程・説明・質疑・討論・採決)
  - 日程第7 議案第3号 令和3年度有明広域行政事務組合一般会計補正予算  
(第5号)  
(上程・説明・質疑・討論・採決)
  - 日程第8 議案題4号 令和4年度有明広域行政事務組合一般会計予算  
(上程・説明)
5. 散 会 令和4年2月4日 午前11時11分
6. 会議録署名議員 8番 北村 将幸 14番 松井 一也

7. 説明のために出席した者

職	氏 名
代 表 理 事	荒尾市長 浅田敏彦
副 代 表 理 事	玉東町長 前田移津行
理 事	玉名市長 藏原隆浩
理 事	南関町長 佐藤安彦
理 事	長洲町長 中逸博光
理 事	和水町長 高巢泰廣
	近藤克也
会 計 管 理 者	二階堂 正一郎

	職	氏 名
事 務 局	事 務 局 長	中 嶋 一 也
	次 長 兼 会 計 室 長	松 野 成 剛
	総 務 課 長	城 戸 正 令
	介 護 保 険 課 長	栗 原 寿 一
	業 務 管 理 課 長	隈 部 啓 司
	業務管理課審議員兼CP5施設長	福 島 力 男
	業務管理課東部環境センター施設長	徳 永 惣 一
	第1衛生センター施設長	浦 田 武 男
	総 務 課 長 補 佐	中 村 淳 児
消 防	消 防 長	村 上 博 恭
	次 長 兼 総 務 課 長	村 上 和 浩
	総務課長補佐兼建設室長	西 村 澄 生
	消 防 課 長	池 田 隆 昭
	指 令 課 長	飯 塚 美 智 雄
	予 防 課 長	坂 井 昭 宏
	荒尾消防署長	高 木 伸 二

8. 出席議員（17名）

番 号	氏 名
1 番	古 城 義 郎
2 番	野 田 ゆ み
3 番	菰 田 正 也
4 番	谷 口 繫 治
5 番	浜 田 繁次郎
6 番	立 川 信 之
7 番	一 瀬 重 隆
8 番	北 本 将 幸
9 番	田 畑 久 吉
10 番	松 田 幸 二
11 番	大城戸 廣 澄
12 番	杉 村 博 明
13 番	立 山 秀 喜
14 番	松 井 一 也
15 番	濱 崎 久
16 番	荒 木 宏 太
17 番	池 田 龍之介

9. 職員出席者

職	氏 名
書記	長 田 享
記録	松 下 未 希

## 開会（午前10時）

**菰田議長** 皆さん、おはようございます。ただいまから令和4年第1回有明広域行政事務組合議会定例会を開催し、日程に従い、ただちに会議を開きます。

日程第1、会議録署名議員の指名について。8番 北本議員、14番 松井議員。以上、兩名を指名いたします。

日程第2、会期の決定についてお諮りします。会期は本日2月4日から3月29日までの54日間とし、会議を2月4日と3月29日の2日としたいと思いますが、御異議ありませんか。

（異議なしの声あり）

異議なしと認めます。よって会期は、本日2月4日から3月29日までの54日間と会議を2月4日と3月29日の2日にすることに決定いたしました。

日程第3、施政方針及び代表理事挨拶でございます。浅田代表理事。

**浅田代表理事** はい。おはようございます。本定例会を開催するにあたりまして、まずは、昨年、電子計算機使用詐欺の容疑で当組合の消防職員が逮捕された事件につきまして御報告をさせていただきます。事件の概要でございますが、同僚職員のクレジットカードの情報を不正に取得及び使用し、電子マネーの購入を行い、利益を不当に得たとして昨年11月18日に逮捕されたものでございます。当該職員の処分につきましては、有明広域行政事務組合職員分限懲戒審査委員会規定に基づく審査会による審査を行い、1月24日付けをもって懲戒免職処分としたものでございます。また、管理監督責任に対する処分といたしましては、消防長につきまして1カ月の減給処分、荒尾消防署長につきましては文書による嚴重注意処分を下しております。職員の信用失墜行為につきましては平成12年にも発生しており、その後において職員の公務員倫理についての教育等を実施してまいりましたが、今回の事件を防げなかったことにつきましては大変申し訳なく思っております。組合といたしましては今後の再発防止対策として公務員倫理についての教育、金銭トラブルに関する職員研修を実施するなど二度とこのような不祥事を発生させないよう服務規律の徹底に努めてまいります。この度は組合議会をはじめ関係者の皆様に対し、大変御迷惑をおかけしたことに對しまして心よりお詫びを申し上げます。

さて、本日は令和4年第1回有明広域行政事務組合議会定例会を招集いたしましたところ、組合議員の皆様におかれましては大変お忙しい中、御参集を賜り誠にありがとうございます。皆様方には平素より当組合の運営につきまして格別の御理解と御協力をいただいておりますことに、深く感謝を申し上げます。

それでは、令和4年第1回組合議会定例会の開会に当たりまして施政方針を申し述べ、議員の皆様、並びに地域住民の皆様の御理解と御協力をお願いしたいと思います。一昨年より続く新型コロナウイルス感染症の拡大は、ワクチン接種や自粛生活の努力が実を結び、ようやく収束の気配を見せておりましたが、新たな変異株、オミクロン株の感染拡大により熊本県においては再度のまん延防止等重点措置が適用されるなど、有明圏域内でも再び警戒を余儀なくされる状況に至っております。しかしながら、そのような状況下においても地域の変化に柔軟かつ

弾力的に対応しつつ、最小の経費で最大の効果を発揮できるよう、組織の強化を図り、住民福祉の向上と生命・財産の確保に努めなければならないと考えているところでございます。当組合としましては、ごみ・し尿処理、火葬、消防など構成市町から託されている共同処理事務の範囲ではありますが、安心安全で圏域住民が快適に暮らせる圏域づくりを実現すべく住民の期待と信頼に応えていくとともに、今後は国が推進するデジタル化の観点から長期的な実行計画を策定し、行政事務の効率化など具体的な行動に取り組みなければならないと考えているところでございます。そこで、今回御提案を申し上げております一般会計当初予算でございますが、歳出全般にわたって細部まで検討を行い、歳出抑制と重点化に努め、目的に沿った費用対効果が得られるよう編成したところでございます。予算の総額は45億6,453万4,000円、令和3年度当初予算額44億6,260万5,000円と比較いたしますと1億192万9,000円の増額で、率として2.28%の増でございます。増額となりました主な要因といたしましては、起債の元金の償還開始とクリーンファイブ基幹設備改良事業の事業に伴うものでございます。

それではまず、事務局の主要な施策について申し上げます。総務関係でございますけれども、人事管理が非常に重要な課題となっております。昨年に引き続き、職員の研修等を強化し、職員の能力向上及び組織力向上に努めてまいります。

次に、結婚活動支援事業でございます。昨年度は新型コロナウイルスの影響により対面でのイベントの実施が難しい状況が続いておりましたが、イベントやお見合いをオンラインでの実施に切替え、着実に成果を上げることができました。今後においても、より一層オンラインでの事業に力を入れ、会員のニーズに応え、対面でのイベントにも力を入れてまいります。

また、省エネ対策でございますが、当組合は省エネ法による指定事業者指定され、また、ごみ処理施設のクリーンファイブが第2種エネルギー指定工場に指定をされております。各施設に管理マニュアル・自主行動計画を定め、エネルギーのより効果的な削減を推進してまいります。

次に介護保険関係でございますが、介護保険法及び障害者総合支援法に係る審査判定業務を行っております。両審査会におきまして適正な審査判定が行われるよう令和4年度も引き続き、県、構成市町、審査委員及び組合との連携強化を図ってまいります。

次に業務管理課関係でございます。まず、斎場業務におきましては、施設の供用開始以来33年目を迎える中、故人の尊厳を重視し厳粛な中にも安らぎや清潔感が溢れ、御遺族が故人との最後のお別れを肅々に行えるよう努めているところでございます。今後も施設の運営・管理に細心の気配りを行いながら施設の延命化を図るとともに、新型コロナウイルス感染拡大の中にあっても施設を利用される御遺族が安心安全で利用できる安らぎの場の提供に努めてまいります。

次に、し尿処理業務でございます。当業務は圏域内の家庭などから出されるし尿や浄化槽汚泥等を適正に処理・処分を行っており、公衆衛生の向上及び生活環境の保全に極めて重要な業務でございます。第1衛生センターのリニューアルから3年を経過いたしました。更なる施

設の効率的な安定稼働を図るとともに、地域住民の皆様の生活環境の向上と自然環境の保全に努めてまいります。

次に、ごみ処理業務でございます。当業務も地域住民の皆様に一日も欠かすことのできない日常生活に最も身近な行政サービスであり、組合においては玉東町の東部環境センター、長洲町のクリーンファイブの2施設を擁し、多額の費用を要する事業でもあります。両施設の管理体制につきましても、引き続き公害防止に関する関係法令に基づき各種検査、点検、維持補修などを実施し施設の安全かつ効率的な運営管理に万全を期してまいります。また、SDGsの時代に対応した住民との共同によるごみ減量の啓発を最優先に、持続可能な循環型社会の実現を更に推進しながら、施設の維持管理費の縮減とエネルギー使用量の削減を図り、最小の経費で最大の効果が得られるよう努めてまいります。なお、令和4年度から令和7年度でクリーンパークファイブの基幹的設備改修工事を計画しており、事業の拡大が見込まれるため業務の重点化を図っていく所存でございます。

事務局の施策の説明は以上でございますが、今後におきましても構成市町はじめ関係団体との各種協議を重ね、施設管理及び財政面などにおいても中長期的な視点に立ち、質の高い行政運営を行う必要があると考えておりますので、御理解を賜りたく存じます。

最後に、消防の主要な施策について申し上げます。令和3年度も引き続き全国で自然災害が多発している状況であります。組合管内におきましても昨年8月には前線の停滞による梅雨末期のような大雨となり、河川の氾濫、広範囲での道路冠水、家屋の浸水など多くの被害が出ました。近年発生する自然災害は常に予断を許さない状況であり、より迅速、的確な対応力が求められております。また、新型コロナウイルス感染症につきましても、度重なる感染拡大の波により消防行政全般において多大なる影響を受けている状況であります。消防を取り巻く環境は厳しい状況ではありますが、消防使命の達成のために常に防災に携わる者としての万全の心構えを期し、消防防災体制の充実強化に最善の努力を尽くしてまいります。

次に、具体的な消防本部の施策について申し上げます。消防施設庁舎建設事業につきましては、昨年、消防本部・玉名消防署統合庁舎、長洲分署及び南関分署が無事開庁の運びとなり、地域防災の拠点として消防行政サービスの向上を図っております。今後の建設事業におきましても適正な維持管理と消防力の強化を図るための重要な施策である消防施設配置見直しに係る事業の推進に努めてまいります。また、火災予防行政につきましては、消防法令に関する重大な違反防火対象物の公表制度についての的確に対応すべく、専門的な知識の習得、情報収集を行い、関係機関と協力し取り組んでまいります。消防の施策の説明は以上でございますが、今後も引き続き地域住民の安心安全の確保に全力を挙げ、効率的かつ効果的な事業の推進を図りながら、歳出削減に努めるとともに安定した消防力が確保できる組織体制の構築に取り組んでまいりたいと考えております。以上、令和4年度の主要な施策を申し上げますが、当組合が行っております事業は圏域内の複合的一部事務組合として地域住民の皆様に直結した共同処理事務であります。今後も引き続き組合機能の充実のため、地域住民の皆様の生活環境の向上に全力を尽くしてまいりますので、御理解を賜りますようお願い申し上げます。

最後に、本定例会に上程申し上げる議案でございますが、監査委員の選任、熊本市町村総合事務組合の規約の一部改正、そして令和3年度一般会計補正予算、及び令和4年度一般会計予算の4件について御提案申し上げます。詳細につきましては事務局及び消防より説明いたしますので、議会におかれましては慎重に御審議をいただき、御承認賜りますようお願い申し上げます。令和4年度の施政方針及び定例会招集の御挨拶とさせていただきます。よろしくお願いたします。

**菰田議長** 日程第4、これより一般質問を行います。16番 荒木議員より通告がっておりますので、質問を許します。16番 荒木議員お願いします。

**荒木議員** はい。16番、荒木です。こんにちは。和水町選出の荒木宏太です。本日、一般質問させていただきます。よろしくお願いたします。

まずはじめにですね、こういった場で大変恐縮ではありますが、お礼をさせていただきたいと思っております。昨年の年末にですね、うちの母が亡くなり、皆様には年末多忙の中、通夜、告別式に参列並び弔問、そして弔電いただき大変感謝申し上げます。また、有明広域行政事務組合消防本部の隊員の方々、救急隊員の方々には現場にて迅速に心肺蘇生等の処置を実施していただき、救急搬送していただいて感謝をいたしております。私も生まれて初めてですけども、救急隊が来るまでの間、心肺蘇生を行いました。心肺蘇生法については皆さん御存知のとおり普通自動車、普通免許のときにですね、心肺蘇生法の講習等もありますが、直近では玉名の、私、トレイルランの大会等も運営してますので、そういったときの救急の講習等も有明広域の行政事務組合消防本部の方からですね、救急隊員の方から御指導をいただいております。その際に一度質問したことがあります。それはですね、心肺蘇生から復帰した際、人間はどういう反応をするのかという質問をしました。そうするとですね、そのときにお答えが返ってきたのは、声を発したり手をはねのけたりといった行動をされるそうです。私は一心にそういった行動をですね、期待しながら母の蘇生を続けました。結果ですね、戻って来てくれることはありませんでしたが、私の経験としてはすごく、経験として本当に残りました。それと同時に、滅多にすることのないですね、緊急通報、119番を行って身近に有明広域行政事務組合の存在の有難みを感じるきっかけになりました。そこで私の一般質問は最近さらに猛威を振るっている新型コロナウイルスの陽性増加によって患者の移送、同時に冬場は火災が頻発しやすい時期でもあります。本日も早朝から和水町では火災が起きておりますが、それに伴い隊員の方々も業務が多忙になっていることと案じています。そこで、現在の救急通報の状況、そしてここ数年の状況と比較した現在の状況を質問いたします。

質問事項、有明広域行政事務組合消防本部への緊急通報について。要旨、荒尾玉名管内での119番通報の件数は毎月どの程度あるか。また、ここ数年と比べて通報件数に変化はあるかをお聞きいたします。再質問は質問席より行います。

**村上消防長** はい、議長。

**菰田議長** 村上消防長。

**村上消防長** はい。おはようございます。消防本部の村上でございます。お世話になっており



ます。荒木議員の一般質問、有明広域行政事務組合消防本部の緊急通報についてお答えいたします。当消防本部の119通報につきましては、基本的にすべて荒尾消防署の3階にございます災害情報指令センターというところで受信しております。御質問の内容についてでございますが、令和3年中の緊急通報について御説明いたします。受信件数が1万602件であります。これにつきましては、火災救急救助のほか問い合わせ、間違い、いたずら等すべて含めた総件数でございます。火災救急救助の件数に絞ってみますと、7,196件で全体の約7割ほどとなります。火災救急救助の内訳といたしましては、救急通報がほとんどを占めておまして、火災救助に関してはわずかでございます。また、火災救急救助の月別通報件数でございますが、月平均では約600件ほどとなっております。多い月で冬場の1月が666件、12月が692件、夏場の7月が633件となっている状況でございます。続きまして、年ごとの通報件数の推移でございますが、令和3年からの過去10年間では1万件前後で横ばいで推移しておりますが、令和3年が過去10年で最高となっている状況でございます。以上でございます。よろしくお願いたします。

**荒木議員** はい。

**菰田議長** はい、荒木議員。

**荒木議員** はい。答弁ありがとうございます。現在、今、資料もいただいて、119のですね、受信件数、今、調べてみると1月、12月は特にやはり多いように感じます。それと、この実際にその内容といいますか、疾患についてですね、この、私はちょっと資料いただいているんですけども、これ、議員の方々に、もし終わってから配っていただけるよう、可能であれば、もしこれ配布できるでしょうか。これにはですね、一応、今、確認すると令和2年が、そうですね、令和2年の脳疾患が338名、心疾患が449名となっております。今年、すみません、令和3年に関しましては脳疾患が493名、心疾患が555名になっておまして、通報件数にすると例年よりも実際総数としては減っていると思うんですけども、この疾患の内容においては、実は脳疾患においても心疾患においても100名ずつほど増えているという現状のデータが見て取れます。こういったことによって、もちろんこの気温が低い、今、この1月、12月においては、やはり体調が崩す方等が多くて、緊急通報、119の通報が多いと思うんですけども、この疾患もですね、気になるころではあるので、このへんがですね、実際、私もこういう不慮といいますか、母のですね、亡くなったことによって、こういうですね、実際こういうことが、私のようなことをですね、あまり起こしていただきたくないの、できればこういうことをですね、こういう体調が崩しやすい、こう、疾患の原因というものがあると思うんですね、こういう疾患には。この疾患の原因においては、すみません、この疾患においては緊急通報が119、1月、12月は119の通報が多い時期であります。もちろんですね、自分の体は自分で管理するのが当然かもしれませんが、しかしですね、守れる命は守っていけるようなかたちになればと思います。高齢化が進んで、原因として高齢者向けに、このヒートショックであるとか、高血圧等が原因かなと思われると思うんですけども、そういったことも注意喚起等が有明広域行政事務組合のほうからできるのではなからうかなとい

うふうに思うんですけども、その点に関していかがでしょうか。

**村上消防長** はい、議長。

**菰田議長** 村上消防長。

**村上消防長** はい。荒木議員のただいまの御質問にお答えいたします。消防としまして、高齢者の方々への注意喚起等が現状と今後どういう状況でやっていくのかという御質問でございますが、現在、消防本部の取り組みとしましては熱中症予防や冬場のヒートショック、先ほどお話にも出ましたヒートショック等の予防についてはですね、車両での広報と組合広報誌への掲載と構成市町に御協力いただきまして、防災放送での注意喚起のアナウンス等がございます。組合広報誌につきましては、本年1月1日発行の分につきましては、ヒートショックについて用心してくださいということで掲載させていただいております。また、様々なところで普及啓発を実施しております、先ほどお話がありました心肺蘇生法や電気ショックの機械であるAEDを基本とした各種応急手当講習会や防災講話等につきまして、その中で脳卒中や心臓疾患など重篤で緊急を要する病気につきましては必要に応じてその症状や救急車が到着するまでの対応等について説明している状況でございます。予防救急という取り組みも以前からございまして、救急搬送の中には日常のちょっとした心がけで防げるものが多々あります。救急車を呼ばなくてはならないような病気や怪我を未然に防ぐために日頃からの気を付けるポイントなどを意識して行動することが予防救急というものでございます。御指摘、御提案の内容は予防救急にもつながる部分がございます。提案につきましては今後における応急手当の普及啓発の参考とさせていただきたいと思っております。以上でございます。

**荒木議員** 議長。

**菰田議長** はい、荒木議員。

**荒木議員** はい。私も、こうスポーツとか、歳が若いのですよね、やはりこの健康とか、やはりその、急に容体が悪くなるだったりとか体調が悪くなるということをおそらく感じることは私自身はあまりありませんでした。しかしながら、今回こういった経験を通して、非常に弱い方というか、弱い方という言葉はあんまりよくないのかもしれませんが、お年寄りの方、やはりそうやって急に体調が悪くなるということをおそらく、初めて身をもって感じたという経験をしたことですね、こういった質問をさせていただきました。是非ともですね、そのときに思ったのはやはりヒートショックだとかですね、40度以上のお風呂に入ったあととか注意してくださいとか、あとは食生活においても高血圧について分かっているようであまり意識していないというのが現実ですね、帳面上やその文章では書いてあってもやはりなかなかそこを意識できなかったなあと、私自身もそのへんではもう少し配慮ができたんじゃないかな、家族に対してもですけども、いろんな人たちにも配慮できるんじゃないかなというところもあったことがありますので、是非とも分かりやすいように、伝わるようにですね、掲載、広報していただければというふうに思います。それと新型コロナの陽性者の移送が今2台とお聞きしています。移送等の業務されると消毒作業でほぼ一日の作業員といいますか職員がですね、一日拘束されるとお聞きしました。その場合、隊員や職員の感染、又は濃厚接触者となった場合の対応、

また、同時期にですね、火災が今、頻繁に起きていますけれども、そういったときの人員についてどういった対応になるのかお聞きします。

**村上消防長** はい、議長。

**菰田議長** はい、村上消防長。

**村上消防長** はい。荒木議員の御質問にお答えいたします。新型コロナ関係についての業務対応についてでございますけど、まず、新型コロナウイルス感染症の患者の増加によりまして、職員の負担についてでございますが、患者の感染者の増加に伴い感染者の搬送も増えてくることとなりますが、感染防止対策に伴う消毒作業等の業務量は増えることとなりますが、引き続き救急業務として常に最善の対応を図ることを心がけ、業務に精進している状況でございます。職員の救急業務における感染については現在のところ発生しておりません。また、新型コロナウイルス感染症の患者の搬送等による業務への影響についてでございますが、現状では陽性患者搬送等が一時、一定時間集中するような状況は発生しておりませんので、さほど影響はないと考えております。しかしながら、予断を許さない状況でありまして、事前の対策及び状況に応じて臨機応変に対応するような体制を取っております。お話の中にありましたように、通常の救急事案と大きく違うところは、搬送後の、帰ってからの救急車の消毒作業におおよそ1時間を要するため、その間、救急車が出動できない状態があるということでございます。その他の救急対応につきましては、本来、救急現場に一番近い救急車を出場させるシステムを取っておりますので、現状の救急車10台におけるの保管体制の中で次に現場に近い、一番近い救急車を出場させ、また、傷病者が重篤な場合におきましては、合わせて他の消防車両も速やかに出場させる体制を取っております。さらに現状の対策としまして、出場体制の確保を目的として、一つ目は保健所からの依頼による感染症患者の移送につきましては予備の救急車の活用、並びに現場の職員ではなく日勤業務の職員で対応することとしております。また、日勤者がいない休日等においても現場のほうで人員調整を図り、より少ない人員での対応とさせていただいております。また、二つ目は搬送後の消毒作業につきましては管轄部署に帰る前に一番近い部署で速やかに消毒作業を行い、救急隊員の感染防止と迅速に次の出場体制を取ることにしております。消毒作業につきましては通常より時間はかかりますが、速やかに職員に関しての消毒作業は終え、火災救助の出場体制については迅速に対応できております。以上でございます。よろしく願いいたします。

**荒木議員** 議長。

**菰田議長** はい、荒木議員。

**荒木議員** はい。答弁ありがとうございました。速やかな対応を計画されているとお聞きして安心いたしました。新型コロナ対応で隊員やそれに関わる方々の負担も増加していることと思います。そういったストレスによってミスや不祥事等も発展しかねませんので、心のケア、面接等実施してコミュニケーション図っていただき心身が常にフレッシュな状態で業務遂行されることを切に願いながら、新型コロナへの対応や消防業務の救急搬送業務等に日々取り組んでおられる隊員の皆様に感謝し、私の一般質問を終わりたいと思います。御清聴ありがとうございます。

ございました。

**菰田議長** これをもちまして一般質問を終了いたします。

日程第5、議案第1号 監査委員の選任についてを議題といたします。

これより提案理由の説明を求めます。

**中嶋事務局長** はい、議長。

**菰田議長** はい、中嶋事務局長。

**中嶋事務局長** おはようございます。事務局長の中嶋でございます。提案理由の御説明を申し上げます。議案書の1ページをお開きください。

議案第1号、監査委員の選任についてでございます。次の者を監査委員に選任したいので、地方自治法第196条第1項の規定により議会の同意を求める。令和4年2月4日提出、有明広域行政事務組合代表理事 浅田敏彦。

識見を有する者の中から選任する監査委員、氏名 近藤克也、生年月日 昭和27年3月8日生まれ、住所 熊本県荒尾市牛水115番地3。略歴につきましては議案書の2ページに記載のとおりでございます。提案理由でございますが、識見監査委員の選任につきましては、組合規約第11条第2項の規定により、監査委員は理事会が組合の議会の同意を得て人格が高潔で普通地方公共団体の財務管理、事業の管理運営、そのほか行政運営に関し優れた識見を有する者のうちから一人を選任するとされているところでございます。識見監査委員につきましては組合発足当初より慣例といたしまして荒尾市の監査委員を組合議会で選任するとされていることから、近藤監査委員の選任を議案として提出し、議会にお諮りをいたすものでございます。以上、提案理由の御説明を申し上げます。

**菰田議長** 提案理由の説明は終わりました。これより提出案件について質疑を許します。質疑はありませんか。

(なしの声あり)

質疑なしと認めます。討論ありませんか。

(なしの声あり)

討論なしと認めます。

これより採決に入ります。日程第5、議案第1号 監査委員の選任については原案に同意することに御異議ありませんか。

(なしの声あり)

異議なしと認めます。よって議案第1号は原案に同意することに決定いたしました。

近藤監査委員の入場を許可します。

ただいま、議案第1号につきましては、本議会は近藤監査委員を監査委員として選任することに同意いたしましたので、本席より通告いたします。監査委員に選任されました近藤監査委員より御挨拶をお願いしたいと思います。

**近藤監査委員** おはようございます。ただいま御紹介いただきました近藤克也でございます。先ほどは監査委員の選任につきまして議員の皆様方の御同意をいただき、誠にありがとうございます。

いました。私自身、非常に光榮に存じますとともに、その事務の何て言いますか、大変な業務ということで認識をしていますけれども、非常に、その、私自身も見の余ることで身の引き締まる思いであります。本日は挨拶ということでございますので、改めて私自身の自己紹介を含めまして少しだけお話をさせていただきます。どうぞよろしくお願いいたします。

まず、私の経歴でございますけれども、私は38年間荒尾市役所に勤務をいたしました。経験いたしました業務内容といたしましてはコンピューターを扱う情報処理、それから行政の会計事務、そして広域業における経理事務等が主なものでございます。荒尾市役所を退職いたしまして、ちょうど4年前、荒尾市の監査委員として任命をいただきますと同時に、ここ有明広域行政事務組合での監査委員としての議員の皆様方の御同意もいただき、現在に至っているところでございます。そういうことで、私はこれから監査委員としての業務に携わっていくわけでございますけれども、監査事務というのは議員の皆さん御承知のとおり、法令や行政における事務の一定のルールに基づいて書類の整備等がなされているか、また、経済的に効率的そして効果的に財政運営がなされているか等が求められるところでございます。そういう観点から、私自身のこれまでの実務経験や4年間の監査委員としての経験を生かしながら、適正なる監査事務の執行に努めてまいりたいと、このように考えているところでございます。微力ではございますけれども全力を尽くしてまいる所存でございますので、どうぞよろしくお願いいたします。まして、甚だ簡単ではございますけれども、挨拶に代えさせていただきます。どうぞよろしくお願いいたします。

**菰田議長** 日程第6、議案第2号 熊本県市町村総合事務組合共同処理する事務の変更及び規約の一部変更についてを議題といたします。これより提案理由の説明を求めます。

**中嶋事務局長** はい、議長。

**菰田議長** 中嶋事務局長。

**中嶋事務局長** 提案理由の御説明を申し上げます。議案書の3ページをお願いいたします。議案第2号、熊本県市町村総合事務組合の共同処理する事務の変更及び規約の一部変更についてでございます。地方自治法第286条第1項の規定により、令和4年6月30日限りで熊本県市町村総合事務組合の共同処理する事務を変更し、熊本県市町村総合事務組合規約の一部を次のとおり変更する。令和4年2月4日提出。有明広域行政事務組合 代表理事 浅田敏彦。熊本県市町村総合事務組合規約の一部を変更する規約。熊本県市町村総合事務組合規約の一部を次のように変更する。別表第2第3条第10号に関する事務の項中「、宇城市」を削る。附則といたしまして、この規約は令和4年7月1日から施行するものでございます。また、経過措置といたしまして、改正後の熊本県市町村総合事務組合規約別表第2の規定は、この規約の施行の日以後に発生した交通事故により災害を受けた者に係る交通災害見舞金に関する事務の共同処理について適用し、施行日前に発生した交通事故により災害を受けた者に係る交通災害見舞金に関する事務の共同処理については、なお従前の例によるというものでございます。提案理由でございますが、一部事務組合の共同処理する事務を変更し、規約を変更しようとするときは、地方自治法第290条の規定により議会の議決を経る必要がある。これがこの議案を提

出す理由であるというものでございます。以上でございます。

**菰田議長** 提案理由の説明は終わりました。

これより提出案件について質疑を許します。質疑ありませんか。

(なしの声あり)

質疑なしと認めます。討論ありませんか。

(なしの声あり)

討論なしと認めます。

これより採決に入ります。日程第6、議案第2号 熊本縣市町村総合事務組合の共同処理する事務の変更及び規約の一部変更については、原案に同意することに御異議ありませんか。

(なしの声あり)

異議なしと認めます。よって議案第2号は原案のとおり可決いたしました。

日程第7、議案第3号 令和3年度有明広域行政事務組合一般会計補正予算第5号を議題といたします。これより提案理由の説明を求めます。

**中嶋事務局長** はい、議長。

**菰田議長** 中嶋事務局長。

**中嶋事務局長** はい。提案理由の御説明を申し上げます。議案書の4ページでございます。

議案第3号、令和3年度有明広域行政事務組合一般会計補正予算第5号でございます。令和3年度有明広域行政事務組合の一般会計の補正予算第5号は、次に定めるところによる。

歳入歳出予算の補正。

第1条 歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ1,506万5,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ45億115万3,000円とする。

2項 歳入歳出予算の補正の款項の区分、及び当該区分ごとの金額、並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、第1表 歳入歳出予算補正による。

債務負担行為の補正。

第2条 債務負担行為の変更は、第2表 債務負担行為補正による。

地方債の補正。

第3条 地方債の変更は、第3表 地方債補正による。令和4年2月4日提出、有明広域行政事務組合代表理事 浅田敏彦。

補正の主な内容でございますが、新型コロナウイルス感染症に影響に伴う減額、及び人事異動に伴います減額、並びに各施設における各事業費確定に伴う減額分などでございます。

議案書の6ページをお願いします。

第1表 歳入歳出予算補正。まず、歳入のほうから御説明を申し上げます。

はじめに、4款の県支出金 1項 県補助金でございます。補正前の額1,012万1,000円に20万6,000円を追加し、予算現計を1,032万7,000円といたすものでございます。内訳でございますが、消防学校への派遣に伴う人件費の増額でございます。

次に、5款 財産収入でございます。補正前の額3万3,000円に4,000円を追加し、

予算現計を3万7,000円といたすものでございます。内訳でございますが、クリーンパークファイブ基金及び消防施設整備基金、並びに財政調整基金に係る利子収入でございます。

次に、7款の繰入金でございます。補正前の額3,938万6,000円から30万円を減額いたし、予算現計を3,908万6,000円といたすものでございます。内訳でございますが、消防庁舎建設事業における消防施設整備基金の繰入金額の確定に伴い減額をいたすものでございます。

次に、9款 諸収入でございます。補正前の額1,367万6,000円に172万5,000円を追加し、予算現計を1,540万1,000円といたすものでございます。内訳でございますが、消防費における各種収入分を増額いたすものでございます。

次に、10款の組合債でございます。補正前の額4億3,020万円から1,670万円を減額し、予算現計を4億1,350万円といたすものでございます。内訳でございますが、庁舎建設事業及び消防車両更新の起債額の確定によるものでございます。

歳入については以上でございますが、続きまして歳出予算について御説明を申し上げます。歳出予算の資料につきましては、一般会計補正予算説明書の第5号にて御説明を申し上げます。別添資料でございます。補正予算5号の説明書の3ページをお開きいただきたいと思っております。

3の歳出でございます。

はじめに、1款 議会費 1目 議会費でございます。補正前の額517万5,000円から175万円を減額し、予算現計を342万5,000円といたすものでございます。内訳でございますが、新型コロナウイルス感染症の影響により議員研修の中止に伴い旅費、使用料及び賃借料を減額いたすものでございます。

次に、2款 総務費 1項 総務管理費 1目 一般管理費でございます。補正前の額7,886万4,000円から93万3,000円を減額し、予算現計を7,793万1,000円といたすものでございます。内訳でございますが、新型コロナウイルス感染症の影響により理事研修等の中止に伴い旅費、及びアカデミー研修に係わる研修負担金の減額、並びに使用料及び賃借料において再リース価格の見直しに伴い減額をいたすものでございます。また、積立金においては財政調整基金の基金利子を増額いたすものでございます。次に、2項 企画費でございます。補正前の額3,643万9,000円から70万5,000円を減額し、予算現計を3,573万4,000円といたすものでございます。内訳でございますが、新型コロナウイルス感染症の影響によりイベントの中止等に伴い、報償費及び旅費等を減額いたすものでございます。また、需用費におきまして広域広報誌入札の落札残が生じたため減額をいたすものでございます。4ページでございます。3項の監査委員費でございます。補正前の額23万6,000円から9万円を減額し、予算現計を14万6,000円といたすものでございます。内訳でございますが、新型コロナウイルス感染症の影響により監査委員研修の旅費を減額をいたすものでございます。

次に、3款の民生費 1項 社会福祉費 1目 介護保険費でございます。補正前の額5,892万1,000円から461万5,000円を減額し、予算現計を5,430万6,000円

といたすものでございます。内訳でございますが、新型コロナウイルス感染症の影響により介護認定審査における特例措置といたしまして、構成市町に臨時的に職権対応が認められ、審査回数が減少したことに伴い報酬、及び旅費、並びに職員の人事異動に伴い人件費を減額いたすものでございます。

次に、2目の総合支援費でございます。補正前の額1,869万3,000円から378万1,000円を減額し、予算現計を1,491万2,000円といたすものでございます。内訳でございますが、職員の人事異動に伴い人件費を減額いたすものでございます。

次に、4款 衛生費 2項 衛生総務費 1目の斎場管理運営費でございます。補正前の額5,466万1,000円から増減はございませんが、需用費において原油価格の高騰に伴う燃料費の増額、並びに競争の原理が働いたことに伴う光熱水費の減額をいたすものでございます。5ページをお願いします。3項 清掃費 1目 第1衛生施設管理運営費でございます。補正前の額1億6,750万2,000円から244万円を減額し、予算現計を1億6,506万2,000円といたすものでございます。内訳でございますが、需用費において原油価格の高騰に伴う燃料費の増額、並びに競争の原理が働いたことに伴い光熱水費の減額をいたすものでございます。そのほか、旅費におきまして会計年度任用職員の通勤手当及び委託料における入札の落札残に伴い減額をいたすものでございます。次に、3目 クリーンパークファイブ施設管理運営費でございます。補正前の額6億3,594万3,000円から1,074万円を減額し、予算現計を6億2,520万3,000円といたすものでございます。内訳でございますが、需用費において原油価格の高騰に伴う燃料費の増額、並びに競争の原理が働いたことに伴い光熱水費の減額をいたすものでございます。また、新型コロナウイルス感染症の影響により環境&スポーツフェスタを中止したことに伴い、報償費や役務費、使用料及び賃借料等を減額いたしております。そのほか、委託料において資源物引取りの単価変動等に伴う減額、及び入札の落札残に伴い減額をいたすものでございます。次に、5目 1市3町清掃施設建設費でございます。補正前の額6,347万4,000円に1,000円を追加し、予算現計を6,347万5,000円といたすものでございます。内訳でございますが、積立金においてクリーンパークファイブ基金の基金利子を増額いたすものでございます。5ページ下段から6ページにかけてでございます。6目 東部清掃施設管理運営費でございます。補正前の額5億3,289万4,000円から1,551万9,000円を減額し、予算現計を5億1,737万5,000円といたすものでございます。内訳でございますが、職員の育児休業等に伴い人件費を減額いたしております。また、需用費において原油価格の高騰に伴う燃料費の増額、並びに競争の原理が働いたことに伴い光熱水費の減額。また、施設稼働に伴う薬品使用料の削減に伴い、薬品費の減額をいたすものでございます。

6ページ下段から7ページでございます。5款の消防費 1項 消防費 1目 常備消防費でございます。補正前の額18億5,227万8,000円に1,957万7,000円を追加し、予算現計を18億7,185万5,000円といたすものでございます。内訳でございますが、人件費において人事異動及び基幹分署運用に伴う隔日勤務者の増員により職員手当等の増額、



並びに共済組合負担金等再算定に基づく共済費の減額をいたすものでございます。そのほか、新型コロナウイルス感染症の影響により報酬、旅費等の減額、及び原材料価格高騰など社会情勢の変動等に伴う需用費の増額。また、指令システム位置情報回線切替え対応に係わる委託料の追加をいたしております。また、消防費における予算減額分を消防施設整備基金へ積立金として充当いたすものでございます。次に、2目 消防施設費でございます。補正前の額1億6,087万3,000円から1,150万円を減額し、予算現計を1億4,937万3,000円といたすものでございます。内訳でございますが、消防車両更新に係わる事業費の確定に伴い備品購入費を減額をいたすものでございます。次に、3目 庁舎建設費でございます。補正前の額3億1,320万5,000円から228万1,000円を減額し、予算現計を3億1,092万4,000円といたすものでございます。内訳でございますが、庁舎建設事業に係る事業費の確定に伴い手数料、工事請負費を減額をいたすものでございます。

8ページでございます。6款 公債費 2目 利子でございます。補正前の額5,239万4,000円から2,086万3,000円を減額し、予算現計を3,153万1,000円といたすものでございます。内訳でございますが、消防償還利子の確定によるものでございます。

次に、7款 予備費でございます。補正前の額2,558万1,000円に4,057万4,000円を追加し、予算現計を6,615万5,000円といたすものでございます。内訳でございますが、新型コロナウイルス感染症の影響に伴う減額、及び人事異動に伴う減額、並びに各施設の事業費確定に伴う減額分などを予備費へ充当いたすものでございます。

引き続きでございますが、議案書のほうに戻っていただきまして、議案書の7ページをお願いいたします。

第2表の債務負担行為補正でございます。事項といたしまして、事務局パソコン賃貸借でございます。補正前の期間は令和4年度から令和8年度で、補正後の期間は補正前に同じでございます。また、補正前の限度額595万4,000円を補正後の限度額574万2,000円にいたすものでございます。

次に、第3表 地方債補正でございます。起債の目的といたしまして、消防施設整備事業でございます。補正前の限度額4億2,870万円を補正後の限度額4億1,200万円にいたすものでございます。起債の方法、利率、償還の方法につきましては補正前に同じでございます。以上、提案理由の御提案を申し上げます。御承認のほどよろしくをお願いいたします。

**菰田議長** 提案理由の説明は終わりました。

これより提出議案について質疑を許します。質疑ありませんか。

(なしの声あり)

質疑なしと認めます。討論ありませんか。

(なしの声あり)

討論なしと認めます。

これより採決に入ります。日程第7、議案第3号 令和3年度有明広域行政事務組合一般会計補正予算第5号は、原案のとおり決定することに異議ありませんか。

(なしの声あり)

異議なしと認めます。よって議案3号は原案のとおり可決いたしました。

日程第8、議案第4号 令和4年度有明広域行政事務組合一般会計予算を議題といたします。  
これより提案理由の説明を求めます。

**中嶋事務局長** はい。

**菰田議長** 中嶋事務局長。

**中嶋事務局長** 提案理由の御説明を申し上げます。議案書の8ページでございます。

議案第4号 令和4年度有明広域行政事務組合一般会計予算でございます。令和4年度有明広域行政事務組合の一般会計の予算は、次に定めるところによる。

歳入歳出予算。

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ45億6,453万4,000円と定める。

2項 歳入歳出予算の款項の区分、及び当該区分ごとの金額は第1表 歳入歳出予算による。  
債務負担行為。

第2条 地方自治法第214条の規定により債務を負担する行為をすることができる事項、  
期間及び限度額は第2表 債務負担行為による。

地方債。

第3条 地方自治法第230条 第1項の規定により、起こすことができる地方債の起債の目的、  
限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は第3表 地方債による。

一時借入金。

第4条 地方自治法第235条の3、第2項の規定による一時借入金の借入れの最高額は5  
億円と定める。

歳出予算の流用。

第5条 地方自治法第220条第2項 ただし書きの規定により、歳出予算の各項の経費の金額  
を流用することができる場合は次のとおりと定める。

1、各項に計上した給料、職員手当及び共済費に係わる予算額に過不足を生じた場合における  
同一款内でのこれらの経費の各項の間の流用。令和4年2月4日提出、有明広域行政事務組  
合代表理事 浅田敏彦。

なお、令和4年度の組合一般会計予算の詳細な内容につきましては、先の1月31日に開催  
されました組合議会全員協議会におきまして御説明を申し上げますので、詳細な説明に  
ついては省略をさせていただきます。

続きまして、議案書の11ページをお願いいたします。

第2表 債務負担行為でございます。1点目の事項といたしまして、クリーンパークファイ  
ブ基幹的設備改良工事、期間は令和5年度から令和7年度、限度額38億5,247万6,0  
00円でございます。2点目の事項といたしまして、クリーンパークファイブ基幹的設備改良  
事業に伴う施工監理業務委託、期間は令和5年度から令和7年度、限度額3,235万3,0

00円でございます。以上、2点の事項をクリーンパークファイブ基幹的設備改良事業に係わる翌年度以降の経費として債務負担行為に新規計上をいたすものでございます。

最後に、第3表 地方債でございます。起債の目的といたしましては、東部清掃施設整備事業で限度額が6,830万円、クリーンパークファイブ施設整備事業で限度額が1億3,090万円、消防施設整備事業で限度額が5,680万円でございます。起債の方法は証書借入又は証券発行、利率は4%以内、償還の方法につきましては記載のとおりでございます。

以上、議案第4号 令和4年度組合一般会計予算について御提案申し上げます。以上でございます。

**菰田議長** 提案理由の説明は終わりました。

以上をもちまして、本日の組合議会定例会は終了いたしましたので、散会いたします。なお、次の議会については3月29日、午後4時からの開会となりますのでよろしくお願いをいたします。お疲れさまでした。

散会（午前11時11分）

3月29日（金曜日）

令和4年第1回有明広域行政事務組合議会（定例会）会議録（2日目）

1. 開催日 令和4年3月29日（火）
2. 招集の場所 有明広域行政事務組合 議場
3. 開 会 令和4年3月29日 午後4時00分
4. 本日の会議に付した事件
  - 日程第1 議席の指定について
  - 日程第2 議会運営委員会委員の選任について
  - 日程第3 議案第4号 令和4年度有明広域行政事務組合一般会計予算  
(質疑・討論・採決)
  - 日程第4 審査事項の付託について
5. 閉 会 令和4年3月29日 午後4時08分

7. 説明のために出席した者

職	氏 名
代 表 理 事	荒尾市長 浅田敏彦
副 代 表 理 事	玉東町長 前田移津行
理 事	玉名市長 藏原隆浩
理 事	南関町長 佐藤安彦
理 事	長洲町長 中逸博光
理 事	和水町長 高巢泰廣
	近藤克也
会 計 管 理 者	二階堂 正一郎

	職	氏 名
事務局	事 務 局 長	中 嶋 一 也
	次 長 兼 会 計 室 長	松 野 成 剛
	総 務 課 長	城 戸 正 令
	介 護 保 険 課 長	栗 原 寿 一
	業 務 管 理 課 長	隈 部 啓 司
	業務管理課審議員兼CP5施設長	福 島 力 男
	業務管理課東部環境センター施設長	徳 永 惣 一
	第1衛生センター施設長	浦 田 武 男
	総 務 課 長 補 佐	中 村 淳 児
消防	消 防 長	村 上 博 恭
	次 長 兼 総 務 課 長	村 上 和 浩
	総務課長補佐兼建設室長	西 村 澄 生
	消 防 課 長	池 田 隆 昭
	指 令 課 長	飯 塚 美 智 雄
	予 防 課 長	坂 井 昭 宏
	荒尾消防署長	高 木 伸 二

8. 出席議員（17名）

番 号	氏 名
1 番	古 城 義 郎
2 番	野 田 ゆ み
3 番	菰 田 正 也
4 番	谷 口 繫 治
5 番	浜 田 繁次郎
6 番	立 川 信 之
7 番	一 瀬 重 隆
8 番	北 本 将 幸
9 番	田 畑 久 吉
10 番	松 田 幸 二
11 番	大城戸 廣 澄
12 番	杉 村 博 明
13 番	西 田 恵 介
14 番	松 井 一 也
15 番	濱 崎 久
16 番	荒 木 宏 太
17 番	池 田 龍之介

9. 職員出席者

職	氏 名
書記	長 田 享
記録	松 下 未 希

開会（午後4時00分）

**菰田議長** それでは、ただいまから、令和4年第1回有明広域行政事務組合議会定例会を開会し、日程に従いただちに会議を開きます。日程第1議席の指定についてでございます。議席は会議規則第3条第2項の規定により議長において指定いたします。

12番 西田(にしだ) 議員

13番 杉村(すぎむら) 議員

以上のとおり議席を指定いたします。

日程第2 『議会運営委員会委員の選任について』を議題といたします。

ただ今、議会運営委員会委員1名が欠員となっております。

議会運営委員会委員の選任につきましては、委員会条例第3条の規定により、議長が会議に諮って指名することになっております。

議会運営委員会委員に13番 杉村議員を指名いたします。

お諮りいたします。

ただいま指名いたしました議員を議会運営委員会委員に選任することにご異議ありませんか。

(なしの声あり)

異議なしと認めます。

よって、ただいま指名いたしました議員を議会運営委員会委員に選任することに決定いたしました。

日程第3 『議案第4号 令和4年度有明広域行政事務組合一般会計予算』について

でございます。令和4年度有明広域行政事務組合一般会計予算についてでございます。議案第4号については上程説明まで終了しております。

これより、提出案件について質疑を許します。

質疑ありませんか。

(なしの声あり)

**菰田議長** 質疑なしと認めます。

これより、討論に入ります。

討論ありませんか。

(なしの声あり)

**菰田議長** 討論なしと認めます。

これより、採決に入ります。

議案第4号、令和4年度有明広域行政事務組合一般会計予算は原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

(なしの声あり)

**菰田議長** 異議なしと認めます。

よって議案第4号は原案のとおり可決しました。



日程第4、審査事項の付託についてを議題といたします。議会運営委員会から会議規則第73条の規定により閉会中の継続審査の申出がっております。お諮りいたします。議会運営委員会からの申出のとおり決することに御異議ありませんか。

(なしの声あり)

**菰田議長** 異議なしと認めます。

よって本件は議会運営委員会からの申出のとおり閉会中の継続審査に附することに決定しました。

以上をもちまして本日の日程は全て終了いたしました。これをもちまして令和4年第1回有明広域行政事務組合定例会を閉会いたします。

閉会 (午後4時13分)

会議の経過を記載してその相違ないことを証するためにここに署名する。

有明広域行政事務組合議会議長

菰田 正也

有明広域行政事務組合議会署名議員

北本 将幸

有明広域行政事務組合議会署名議員

松井 一也